

令和6年度第2回

大阪市都市計画審議会

議 案

議 第301号 大阪都市計画ごみ焼却場の

変更について

令和6年12月20日

(議 第 3 0 1 号)
大 計 第 4 5 4 号
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

大阪市都市計画審議会会長 様

大阪市長 横 山 英 幸

大阪都市計画ごみ焼却場の変更について (付議)

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法
第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定
により付議します。

(案)

大阪都市計画ごみ焼却場の変更（市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第４号城東ごみ焼却場を第４号鶴見ごみ焼却場に名称を改め、次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
４	鶴見ごみ焼却場	大阪市鶴見区 焼野二丁目及び焼野三丁目、 守口市大字寺方旧南寺方 及び南寺方東通六丁目地内	約 32,700 ㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

老朽化したごみ焼却場において、工場施設の更新に伴い、地域と共存した施設となるよう、敷地形状を含め、配置計画を検討した結果、本案のとおり区域を変更し、あわせて第４号城東ごみ焼却場を第４号鶴見ごみ焼却場に名称を改めようとするものである。

(参 考)

1. 変更に係る土地の区域

大阪市 鶴見区 焼野二丁目及び焼野三丁目

守口市 大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内

位置図



ごみ焼却場の変更
(4号鶴見ごみ焼却場)



説明図

